

平成17年第3回本巢市議会定例会議事日程(第3号)

平成17年9月2日(金曜日)午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(44名)

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	10番	杉山一郎
11番	長谷川勝彦	12番	中村重光
13番	藤沢敏夫	14番	村瀬明義
15番	高木俊一	16番	若原敏郎
17番	瀬川治男	18番	堀守
19番	吉村優	20番	宮脇孝男
21番	小澤菊治郎	22番	川口金二郎
23番	後藤寿太郎	24番	小川幸雄
25番	園部隆雄	26番	山田澄男
27番	上谷政明	28番	大熊和久子
29番	竹中光夫	30番	大西徳三郎
31番	戸部弘	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
44番	稲葉信春	45番	瀬古孝雄
46番	鵜飼静雄	47番	川村高司
48番	三島智恵子	49番	臼井茂臣
50番	中野治郎	51番	白木健

欠席議員(4名)

7番	吉田建夫	8番	日浦興和
9番	浅野英彦	32番	林和治

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	助役	高木巧
収入役	守屋太郎	教育長	高橋茂徳
参与	溝口義弘	総務部長	土川隆
企画部長	高橋武夫	市民環境部長	島田克広
健康福祉部長	宇野利数	産業建設部長	服部次男
上下水道部長	林賢一	教育委員会 事務局長	堀部秀夫
林政部長	藤原俊一	代表監査委員	三田村晃司

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内博	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

開議の宣告

議長（白木 健君）

それでは時間が参りましたので、昨日に引き続きまして会議を開きます。

ただいまの出席議員は44名であります。定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

なお、写真の許可について申し上げます。議会だより編集のため、きのうに引き続きまして議会書記が場内及び一般質問の場면을撮影することを許可いたしておりますので、御報告をいたします。

なお、本日の欠席者でございますけど、きのうも2名の方が欠席ございましたが、それに続きまして浅野英彦君、林和治君、林君は風邪を引いてしまって、どうしてもけさは頭が上がらないという届け出が出ております。

以上4名の方が本日欠席でございますので、先ほど申し上げましたとおり、44名の出席でございます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（白木 健君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号30番 大西徳三郎君と31番 戸部弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（白木 健君）

これより日程第2、市政一般に対する質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。質問の順序は受け付け順であります。

議席番号11番 長谷川勝彦君の発言を許します。

11番（長谷川勝彦君）

それでは発言を許されましたので、通告に従って行いたいというふうに思います。

今回につきましては、産業廃棄物対策に市として専門の人材育成をという形で通告をしております。

これにつきましては、これまでも私としては何度か取り上げてきた問題でありますけれども、私どもの地域でも発生しました文殊の森の廃材堆積につきましては、スタート時点では、残念ながら行政の方も担当が幾つかに分かれているということでぎくしゃくしたところもありましたが、その後、横の連携等を変えてよくとっていただきまして、県、さらには市、自治会、それから警察署とい

う形で、本当にスムーズな対応をしていただけました。最終的に7月2日だったと思いますが、これまで持ち込まれていましたトンパック等についても、すべて撤去がされました。そういう形で完全に原状復帰がされた。下に敷いてあるものだけは残りましたが、それ以外は完全に撤去されたということでお礼申し上げたいというふうに考えております。

この文殊の森の廃材の投棄につきましても、市の担当者が毎朝出勤前、また帰りに現地を通って退・出勤をされていたということも含めまして、本当にありがたく思っております。これらについては、これまでもここから奥等について、相当私有地に対する、不法堆積という言い方がいいかどうか分かりませんが、不法堆積等も今後もふえてくるというふうに考えております。これらに対する市としての方針があればお伺いしたいというふうに考えております。

それから2点目は、廃棄物と産業廃棄物に対する地域情報収集のあり方についてであります。

これにつきましては、これまでも自治会、さらにはパトロール、さらに今回からテレビカメラ等での監視強化が図られております。これらについても地域としての連携、さらに地域をどうやったらこういうものから守れるか、地域の変動をどうしたら把握できるか、これらの組織が今後さらに必要になってくるのではないかとというふうに考えております。そういう点で、これらに対するあり方について、考え方があればお伺いをしたい。

最後に、産業廃棄物につきましては、県及び岐阜市も所管で持っていますが、当市内で問題が起きますと、住民の安全と健康を守るということからすると、どうしても市当局としても対処せざるを得ないのではないかと思いますし、また排除する必要があるというふうに考えております。

今回のフェロシルト問題に対しても、市の対応については不十分ではなかったか。フェロシルトにつきましては、三重県がリサイクル商品として認定して流通している、使われている。さらに、この建物やら新しく建った建物についても、岐阜県のリサイクル認定商品が壁に使われている。これと同じ形で認定がされている、ここらも一つは問題ではないかと思いますが、こういうきちっとした製品ということからすると、私は今回の中については、市として発生元の石原産業等に出向いて、現地、さらには現物、さらに流通等を市として把握する必要があったのではないかとというふうに考えております。

これについては基本的にはリサイクル商品ということですから、産業廃棄物というものと全く違うということも一つあります。そういう点からすると、これから産業廃棄物全般に言えると思いますけれども、今後、市とかかわり合いを持ってくる産業廃棄物はふえてくるというふうに考えております。この各種問題に対して市としても、各課がそのとき集まるということではなくて、専門職の配置が必要と考えております。これらに対する市の考え方を伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

廃棄物問題に対する御質問にお答えをさせていただきます。

廃棄物に対する地域情報収集のあり方につきましては、廃棄物のうち一般廃棄物は、現在 8 名の環境監視員により、原則週 2 日、2 名ずつ交代で市内の巡回活動を行っております。緊急事案に対する不法投棄につきましては、北方警察署に通報し、ともに処理に当たっております。平成16年度の実績は63件でございました。産業廃棄物につきましては県の所管になりますので、そのような事案が発生した場合には県に通報し、一体となって対処することとしております。また、本年 6 月からは監視カメラにより不法投棄の防止に取り組んでいるところでもございます。いずれにしましても、市内全域を掌握するには限度がございますので、地域住民の監視の目が何より重要であると考えます。今後とも市民の皆様方の御協力をお願いする次第でございます。

また、法林寺地内への不法投棄につきましては、去る 8 月11日にトン袋25袋を撤去させたところでもございまして、この事案につきましても地域住民の通報がもととなっております。大量投棄防止のために大変効果を発揮していただきました。改めまして、関係の皆様方に厚くお礼申し上げるところでございます。

フェロシルトの問題につきましては、去る 6 月10日、岐阜地域振興局から第一報を受けまして、同月14日と24日の 2 回にわたりまして現地の確認のために掘削をしたところ、フェロシルトが確認されましたので、環境調査及び放射線調査を行いました。その結果、その土壌から土壌環境基準を上回るフッ素が検出されましたので、7 月 4 日、県において関係地区の皆様方の御協力をいただき、フェロシルトが使用された地点から半径 500メートルの範囲におきまして、井戸水のフッ素含有量の検査を実施いたしました。幸い、23カ所すべてにおきまして基準値を下回っていたところであります。いずれも結果につきましては、県の調査結果とあわせて全員協議会等で御報告させていただいたところでございます。今後の撤去作業につきましては、去る 7 月27日、石原産業から県に提出されました撤去基本計画に基づいて行われることとなっております。

今回、この問題につきましても、市としまして県の対応に先駆け、一部の費用においては市単独の費用で迅速に対応いたしたつもりでございます。議員御発言の、市として現地、現物、流通等、特に現地の製造元を調査すべきではなかったのかとの御意見でございますが、元来、この問題は県の許認可のもとにおいて発生した問題でありまして、市といたしましてはそこまでの必要はないのではないかと、このように考えております。

次に、専門職等の配置が必要ではないかとの御意見ですが、御承知のように産業廃棄物は県の所掌事務となっておりますが、その職に携わる者に特別学歴資格等が必要ではないというふうにいただいております。

産業廃棄物処理の適正指導には即時指導が必要であり、不適正処理の早期発見、早期対応が求められております。現行制度では、産業廃棄物に関する施設等の立入検査は知事の権限となっておりますため、市町村職員は立ち入りできないこととなっております。このため、市町村職員を県職員、市町村立入検査員という形で県職員に併任することによりまして、速やかに産業廃棄物処理施設及び不法投棄、野焼き等不適正処理現場への立入調査を実施し、軽微な違反段階での効果的な指導等を行いますために、市におきましても、この 4 月から岐阜県市町村職員の廃棄物の処理及び清

掃に関する法律に基づく立入検査の実施に関する協定書を県と結び、これに基づきまして、生活環境課職員5名に立入検査権を取得させ、現場において活用させております。この職員は、県知事の身分証明書もいただいているところでございます。

今後、国・県等で計画される研修会等を通じまして、そうした担当職員の研さんに努めてまいりたいと考えております。

〔11番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、長谷川君。

11番（長谷川勝彦君）

今、市長の方から回答をいただきました。そういう形で、今後さらに強化していったほしいというふうに考えております。

ただ、確かに県の所管という形の中で、これまでほとんど対応が各市町村で行われてこなかったという問題が、やはり各地、あちこちに大きな産廃の山を築いたということになっていることも事実なんですね。

さらに、県につきましても、この市と同じように担当している人たちは、3年とか、交代でかわってってしまうという現状にもあります。私としまして、これまで25年ほどかかわってきましたけれども、岐阜地区の担当者等についても、次から次へとかわってってしまう。新しく来られた方は、これまでの経過、さらにその法律問題等に精通されていないと。確かに全員がそうとは言いませんが、そういう方も中に見えるということもあります。そういう点からすると、この産業廃棄物というのが県内、さらに日本あちこちにこれだけ多くある。さらに、ほんの半年前まではきちっと処理がされていたところに、2倍も3倍もに大量に数ヵ月で積み上げられてしまう。こういうものをどこかで察知しなきゃいけないと思うんですね。それは今の県の人材では足りません。そういう点からすると、それはそこにある市の中でどう対応するかというのが必要になってくるんじゃないかというふうに考えています。

そういう点で、今、市長さんが言われた形の中の、さらに強化していただくということをお願いしまして、私としては要望にかえませんが、そういう形で今後進めていっていただきたいというふうに考えております。

私も地域の中でこれらの問題について、さらに取り組みを進めていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号48番 三島智恵子君の発言を許します。

三島君。

48番（三島智恵子君）

1点、お尋ねをいたします。

地域調整課の充実をしてほしいという問題です。私は、これまでも、アンケートの中で市民の皆

さんから、合併してもちょっといいことがないという意見が出ているということは何度も申し上げました。地域調整課は、市のそれぞれの分庁、支所における顔でございます。ここで皆さんが満足していただければ、本巢市の未来に対して大変大きな不安を持たれることになると思います。

合併のときには、旧庁舎、あるいは分庁や支所で大抵のことは足りるというふれ込みでございました。しかしながら、地域調整課の職員の人員が少ないこと、専門的な職員が配置されているとは限らないということで、市民から苦情が出ております。例えば真正分庁舎へ来た人が、税金のことはわからない、あるいは下水道料金について聞いてもよくわからない。さらに、本庁へ来た場合は、福祉関係のことはよくわからない、そういう声をたくさん聞いております。そのために、あっちへ行け、こっちへ行けと、たらい回しをされたという声も聞いております。

そこで私は、地域調整課の職員をふやすということも大事ですが、それがもし無理ならば、各部、あるいは課から専門的な職員を各分庁や支所に出向という形で配置してはどうかというふうに考えます。そこで、市長のお考えをお聞きしたいと思います。以上でございます。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

地域調整課の充実についてとの御質問でございますが、合併協議会の調整によりまして、御存じのように分庁方式を採用しております。このことによりまして、市民の方に御不便をおかけしないように、本庁及び各分庁舎に支所、総合支所を配置し、その中に地域調整課を置きまして、現在、住民票、印鑑証明などの発行や、市の各部署に関連する申請、届け出等に対応できる職員を配置いたしております。

さらに、本年度から、各支所、総合支所には、一層の住民サービスの向上を目指しまして次長級の所長を置き、各地域の諸行事にも対応してまいっているところであります。

議員御指摘の、各課の専門職員をすべての地域に、出向といえども配置することは、職員の削減を目指すべき現況下におきましては困難でございます。今後は、現在進めております行政改革大綱の策定の中で、住民サービスの低下にならないよう、組織・機構、施設のあり方等を検討してまいりたいと考えております。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

市の財政上、経費の節減は必要だというふうに考えます。しかし、それを職員の削減でやろうということばかりを追求されますと、市民にとって大変サービスの低下になるということは、現実問題として起こっております。特に先ほど申し上げたように、地域調整課はそれぞれの地域の顔でございます。そこで皆さんが満足していただけないということになると、何のために合併したのかと

いう声がさらに大きくなる、そのことが考えられますので、行政改革も大変結構でございますが、職員を削減するという観点だけで検討されますと、幾ら市長がサービス低下を招かないようにとおっしゃっても、現実にはそうなるのではないかと思います、そのほかに経費を削減するということは全く考えておられないのか、もう一回だけお尋ねをいたします。

議長（白木 健君）

内藤市長。

市長（内藤正行君）

行政改革は各般にわたって行わなきゃいかんですが、合併協議会の新市建設計画の中におきましても、10%の職員を削減するというふうに定めさせていただいておりますので、その方針は貫くのが本意じゃないかと、このように思っております。そうした中での発言をさせていただいておるところでございます。10%でございますから、およそ40人減らさなきゃいかんということになるわけですので、結構厳しい対応をしていかんといふことではございますから、その点は御理解いただきたいと思っております。

〔48番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、三島君。

48番（三島智恵子君）

私は、そういう形の行政改革に反対ですけれども、市長がそうおっしゃるんでしたら、私は10月から一市民でございますので、その立場でまたいろいろ要望を申し上げたいと思っております。終わります。

議長（白木 健君）

続きまして、議席番号20番 宮脇孝男君の発言を許します。

宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

議長のお許しをいただきましたので、4点通告してございますので、ただいまより質問をさせていただきます。そのうちには、要望が3点ございます。

まず1番目の問題ですが、国道157号線の兎谷狭小問題、きのうも国井議員さんが質問に立たれましたが、その話の中で産業建設部長さんがお答えになった中で50分の15という数字が出てまいりましたが、これにつきましては用地の面積ですか、それとも登記面の筆数ですか。これをまず第1点、お聞きしたいことと、それから合併するまでに話ができた部分、それから本年度に話ができた部分、この部分がございましたらお聞きをしたいと思っております。

なぜ私がそうした問題をお願いするかと申しますと、これは実に長い話になりますが、合併する前からの国道でございますので、長い年月をかけて、その中には裁判まで行って解決せなんだ問題が現在まで延びておるところです。これは、せっかく金原から日当へ出る国道に立派な橋ができ、またトンネルができるということになっておりますが、これは毎年、その狭小部分は交通事故が多

発しておる部分でございます。ですから、個人の財産を守るということは法律上もあるわけでございますけれども、公共の一番大事な国道の部分でございますので、これは市がやるわけじゃない、国道ですから県が代行してやっておるわけですが、格別の御努力がないと全然前に進まないんじゃないかと、こんなふうに思っておりますので、どの程度今年度、地主さんとの交渉が行われて、どれだけ1年で進んだのかということが、おわかりになれば結構ですけれども、お知らせをしていただきたいと思います。

次に2番目の、国道157号線の能郷・温見間でございますが、これもほとんどことしも全然とっていいほど通れないですね。そして去年もそのようなことで、ここ3年ぐらいは楽に交通ができるというようなことはございませんので、これは我々奥地に住んでおります住民にとりまして、今までは北陸、また福井の方からたくさんの皆さんが交流にお見えになり、また下の方から福井へ抜ける道路ということでたくさんの人の交流がありました。全くこのところなくて、私も小さな店をやっておる関係上、下流からお見えになって、そして国道157号線は福井へ抜けますかというような話は絶えずお聞きするわけですが、これが福井の方から見える人がない限り、全然最近はお店にしても、旅館にしても温泉にとりまして、全く交流がないということは、我々の死活問題にもかかわってくる問題、こういうふうに本当に身にしみる問題でございますが、市ができる問題じゃないと思います。これも岐阜県の方へ言うていただかんとできんわけでございますが、これは格別の県に対する要望を、ひとつ市長さんお願いして、何が何でもこの地域の発展を、他県よりの交流がなければ本巣市の発展も望めないと思いますので、どうかその点もひとつお考えいただいて、格別の御配慮をお願い申し上げたいと思います。

3番目の、現在、根尾地域で地籍調査が行われておったわけですが、これも5年ぐらい前から始めていただいておりますが、残念ながら、本年度、この予算がなかったということで途中まででストップしておるわけでございますが、なぜ私がこういう問題を3点取り上げてお願い申し上げておるかというのは、根尾地域は本当に広大な面積でございます。ですから、3代も4代も前から登記ができていない部分がたくさんあるわけです。その中に、40年、50年前におじいさんとかお父さんが「いいぞ、おまえんとこ、これ使え」とか、そういうふうで言葉で文書を交わしていない土地の交換部分とか、そういうものがたくさんあるわけです。そうしますと、今157号線の板所の問題で申し上げましたように、3代前の登記ですと、枝分かれした部分の登記等は印鑑等ももらえず、一筆の登記でも大変な手間と労力が要るわけでございます。

そういう問題がありますので、前に全協でもお願いしたことがありますが、この地籍問題というのは我々旧根尾村にとりまして、だんだんとお年寄りばかりになっていく中で、毎日救急車が鳴り、下の病院へ運ばれる、そんなふうですと、お年の行った方が見えない部分というのはできないわけですね、ほとんどわかっておるのが年寄りの部分ですから。仮に予算をつけていただいて登記をやるにしても、大変時間がかかるわけです。遠いところへ行ってこんならんし、きのうの話じゃないですけども、外国へ行ってみえる人もおります。そういう人の登記をとるということは大変でありますので、問題を早く、お年寄りが存命中にこういう問題を解決していただきたいと思います、こん

なふういきょうは思って登壇させていただいております。この部分についても、どうかひとつよろしく願いをいたします。

次に最後の4番目の問題でございますけど、土木工事の請負につきましてお尋ねをいたしますが、合併をして約1年半が過ぎましたが、市内土木業者もたくさんお見えになるようでございますが、市の入札の業者選定において、業者の方からかなりの不満を私は聞いておりますが、国・県の公共事業が大変少なくなりまして、市内に点在する業者の方々も、このままじゃあ、あすまでもたないと。国も県の仕事もほとんど出ませんし、そういう人の話ばかり聞いておってもいけませんので、私、銀行にちょっと出向きまして、この間うちの工事の前渡金なんかは入っておるかという話を聞きますと、全然入ってこない。ということは、やはり国も県も本当に仕事が少ないということでございます。

そんな中で、市内の入札の方法は、恐らくAランク、Bランク、Cランクとランクづけされて入札は行われていると思うんですが、Aの人がBをとる、Bの人がCをとると、そんなようなことが今までにあったのかなかったのか、これも1点お尋ねをいたします。

それから、今、地元の業者の方も高山とか大垣とか、本当に遠隔地へお出かけになって、従業員を養うだけに精いっぱい努力をされておるわけですが、先ほど申し上げましたように、来年まで持ちこたえられるか疑問であるというのが実情のようでございますので、どうかそういう点にもひとつ御配慮を願って、入札の方法等も、どうも私もちょっと見させていただくと、市外の業者がおいでになっておやりになっておる。これは入札なので仕方がないとおっしゃればそうでしょうけれども、できるだけ市内の業者を使っただいて、そしてお育ていただくのが市の仕事ではないかと思っておりますので、これも御配慮をお願いしたいと思います。

それから、たまたま県の入札制度が1日から、きのうから変わったわけですが、これも多分お耳には入っておると思いますが、1点だけ、来年の4月から企業努力をする等級、格付の評価項目に、地域社会への貢献度、技術提案を加えて、地域貢献度などが高い業者を有利にするという方法を来年度からとって県が指名すると。これは本当に小さな金額から、10万円以上ぐらいのものもそんな計画でやるというようなことでございますので、どうか市の方も一度御検討をお願いして、そんな方法で、できましたら市内業者を育てるためということで、ぜひお願いを申し上げたいと思います。

それから、先ほど申し上げたように、どうしても市外の業者に渡さなきゃならない理由がありになるならば、税金は市に納めておるわけですので、その仕事を分割したり、いろんなことをして出せということも大変だろうと思っておりますので、もし大きな工事でどうしても他の業者を選定しなきゃならないような場合は、企業体を組んででも行政指導をお願いしたい。

そんなふうで、きょうはお願いの質問をさせていただきましたので、わかった部分で結構でございますのでお答えをお願いしたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

1点目と2点目について、服部産業建設部長から答弁をいただきます。

産業建設部長（服部次男君）

それでは、お答えをさせていただきます。

国道 157号根尾板所地内（兎谷）の道路改良については、昨日、国井議員の一般質問にお答えをしたとおりでございます。共有地の登記問題でございますが、県と協議をして、解決に向け努力を続けてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それで、50分の15というのは、50人中15人が残っておるということでございます。合併以来、今まで4件を処理してまいりましたが、最終はこの7月26日に登記が終わっております。また、今現在、書類を整えて県へ提出してございますのが、残り15件のうち1件でございます。あとの残りについては、昨日お答えをさせていただいたとおりでございます。よろしく願いをいたします。

また、当工区の改良については、本年も国道県道整備促進特別委員会の場で県に要望していますが、今後とも機会あるたびに県に対して強く要望を実施してまいりたいというふうに考えております。

次に、国道 157号能郷・温見間道路改良についての御質問にお答えをいたします。

国道 157号は、能郷・黒津間が7月5日から全面通行どめになっておりまして、通行者の方々に御迷惑をおかけしておる次第でございます。状況について管理者であります県の方へ確認いたしましたところ、能郷・黒津間で落石が落石防止ネットにかかり、道路に落下するおそれがあり、それを除去する工事のため通行規制をしているとのことでありました。

さらに、県が現地で調査をしたところ、道路上部の山林で落石の危険がある箇所が新たに発見されたため、過去において大規模なり面崩壊があったところということもございまして、落石の発生源対策、落石対策について、現在、治山事業が進められているところであります。これらの工事には平成17年度末までの工期が必要ということから、年度内の通行は見込めないものと思われま

す。

また、その周辺で落石のおそれがあるため、落石対策について現在調査中ということであり、調査の結果、落石防止工事が実施されれば平成18年度においても通行規制が予想され、通行者に変御迷惑をおかけすることとなりますが、道路管理者におかれましては通行者の安全を第一と考えて事業を進められておりますので、御理解と御協力をお願いしたいと思います。

また、能郷・温見間については幅員が狭く、急峻であり、冬季は積雪により通行不能となるなど、道路機能が全く発揮されていない状況であります。このことから、この区間について抜本的な改良事業の早期着工、国道 157号整備促進期成同盟会及び市の国道県道整備促進特別委員会により、国・県など関係機関に強く要望をしているところであります。

今後におきましても継続的に要望してまいりますので、御理解、御協力をお願いしたいと思います。以上であります。

議長（白木 健君）

3点目について、内藤市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

根尾地域におきます地籍調査につきましての御質問にお答えをいたします。

根尾地域の地籍調査は、平成13年度から16年度にかけて10地区の測量等を実施してきましたが、現時点では地籍事務の完了となる法務局へ送付されたものは1地区のみでありまして、残りの9地区につきましては、国の認証を受けるまでには至っていない状況でございます。こうした状況のため、従来は臨時の男性、女性1名ずつでございましたが、今年度から専任職員としまして市職員2名に増員いたしました。臨時女性職員は従来のとおりでございますが、このように強化いたしますとともに、ここの地籍専任職員は根尾総合支所の産業建設課に所属しておりますので、産業建設課職員も一体となって認証手続の事務を進めているところでございます。

地権者は、立ち合わせていただきまして測量いたしますと、それで地籍が終わったと、このように理解される向きがあるわけでございますが、この工程には、細かく分けると八つの工程を要するものでございます。測量いたしまして確定しましたものにつきましては、いよいよ閲覧ということになるわけですが、閲覧の時点になりますと、地権者は台帳と面積とが違ふとか、あるいはその間に土地が動いたかというようなことで、なかなか国の認証にまで至っていないというのが、今九つもあるんですね。ですから、こういう状況を見まして、認証までは3年間、1地区にかかるとしたものですが、こんなことをしてためておきますと、またその間に土地が動いたりしてやり直さないかんというようなことになりまして、ちっとも完結できないという状況が続くということを察知しましたので、ことしの人事におきましてそのように強化しまして、まずは新たな地区への現地調査はちょっとストップして、それぞれの調査した地区につきまして完結するのが先決だと、こういう形で今対処しているところでございます。地籍調査業務を中止したというわけではございませんが、一時休止はしておりますが、根尾地域の実情というものは十分承知しておりますので、既存の地区を早急に整備いたしました上で新たな地区への現地調査も順次進めてまいりたいと、このように考えているところであります。

議長（白木 健君）

4点目につきまして、高木助役から答弁をいただきます。

助役（高木 巧君）

それでは、4点目の土木工事請負につきましてお答えをさせていただきます。

長引く景気低迷のもとにおきまして、大変税収が伸び悩んでおります。このことから、普通建設事業に充当する財源も不足をいたしておるといった状況下に、国・県、私ども本巢市におきましても同様の状況でございます。

そういったことから、国及び県、並びに県内各市町村におきましても公共事業が年々減少する傾向にございまして、議員御指摘のとおり、建設業を取り巻く環境につきましては、大変厳しいものがあるというふうに認識をいたしております。このために、市発注工事の指名に当たりましては、本巢市入札参加業者選定要綱の指名基準に基づきまして、工事内容や業者の等級格付による入札参加指名申請書の提出がある業者の中から市内に本店を有する業者の育成、また災害に対する迅速な対応、さらに将来における維持管理を適切に行う必要が生ずる、そういった可能性があるというも

るもろの観点から、原則として技術的に施工可能なものにつきましては地元業者を優先して指名し、入札を実施しているところでございます。

今後とも公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の趣旨を十分に踏まえまして、事案ごとに入札、あるいは契約の透明性、競争性、公平性、談合その他の不正行為の排除の徹底等の一層の向上に取り組んでいきたいと考えております。

なお、事前に質問通告がなかった部分につきましては御質問が3点ほどあったかと思っております。

まず1点目の、Aの業者がBランクの工事に参画する事例があるのかという御質問がございましたが、Aの業者がBランクの、またBの業者がAランクの事業に参画するという事例もございます。これはどういう場合かということでございますけれども、いずれも先ほどの市の方針に基づきますと、市内の指名業者数が不足する場合につきましては、例えばBランクの業者がAランクの工事を指名するというような場合には、技術者数、あるいは過去の実績、こういったものを参考にさせていただきながら、AからB、BからAもあるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、31日に、県が例の電気工事に係ります談合、並びに県職員による贈収賄、こういった事件の反省から、県の入札制度を見直すという新聞の報道がございました。私どもも早速資料を入手いたしまして、議員おっしゃるとおり、地域貢献度の評価を入札に反映するといった制度の導入につきましても検討をしていくということを考えております。

ただ、努力した企業が報われる仕組みづくりという項目に、議員おっしゃいますところの地域貢献度の評価の部分が入ってくるわけでございますが、これにつきましては主観点数の項目の見直しの項に入っております。この主観点数の項目という部分につきましては、非常に公正性を持った立場で臨まなくてはならないということもございまして、この部分につきましても、引き続き、私ども入札制度につきましても県から具体の提案が出てまいりましたので、その方向で市の制度につきましても見直しを図っていく所存でございます。

それから3点目に、市外業者を選定する理由があるのかというようなことでございますし、関連して共同企業体方式での発注方法も検討されてはいかがかというような御意見かと思われました。その点につきましてもでございますが、事業内容、それから工事費につきましては、市内業者のみで指名競争入札をさせていただく事例と、それから市外業者を指名させていただいて競争性を高める工事と、それぞれ工事ごとに内容が違ってございますので、この部分につきましては御理解をいただきたいということと、共同企業体につきましても要綱を制定しておりますので、具体の事案でそういうものが出来れば、当然のことながら、そういう対応をしていくことを思っております。

以上で回答とさせていただきます。

〔20番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

それでは、自席でひとつお願いしたいと思います。

最初の国道の問題でございますが、私は大変難しい問題であるということはわかっての質問でございますので、あとの残った件の見通しは、登記はできるのかできないのか、買収もできるのかできないのか、こういうような見通しはどんなふうにお持ちでしょうか。もう1点、これをお尋ねしたいと思います。一問一答でお願いしたいと思います。

議長（白木 健君）

服部産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

15人残っておりますが、できないということはないと思いますが、大変困難であるということは、結局、15人のうち、相続人が例えば10人とか9人とかお見えになりまして、そのうちあと1人だけ残っていると、その方が行方不明になっておると。だから、その行方不明になっている方の処理をどうするかということでございますけれども、そのことについては司法書士、また登記官とも相談しまして、処理方法について研究し、解決のために努力しております。失踪宣告等の手続も場合によってはやっていくというようなことも考えておりますので、できないということはないと思いますが、大変困難であるということをつけ加えておきます。

〔20番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、宮脇君。

20番（宮脇孝男君）

この問題に対しまして最後の質問になりますので。僕は、今まで御存じのように日当のトンネルについても、どうしてもなかなかできなかったということで、最終的には代執行という形で県がおやりになったということであります。これも10年近くこうしておるわけですので、どうかひとつ時間と、それからこれもいろんなところへ訪ねていったり、いろんな問題、お金が大変かかると思うんですね。可能性がないものをいつまでも追及しておってもいかんと思うので、これは代執行ぐらいを県にお願いして、できればそのような方法がとれたら、そういう方法で一日も早い解決をお願いしたいと思います。この件についてはこれで終わります。

それから2問目の問題ですが、来年度も今のままでいきますと、能郷・檜見間はまだまだ道路が通れないと。通れても最高限度4トンまでの車ということでございます。それにつきましては、奥地に仕事を持ってみえる人がおるわけですから。これについては通行ができないということになれば、経済的にも大きな打撃を受けておるわけでございますので、これも県に、157号線という形で4トン車が通れないというような国道は、恐らく日本じゅうにここぐらいしかないんだらうと思いますので、これも部長さん、また市長さん、どうかこの問題について、本当に我々の差し迫った問題を、一日も早く解決していただくようお願いいたします。これの回答は要りません。

それから、3番目の地籍調査の問題ですが、これも今も産業建設部長さんがおっしゃってみえるとおり、やはり枝葉に分かれての問題ですと、同じ親族でありながら、前にやったとかやらないんだとか、こういう問題で、1年に1回お墓参りに来るにも、土地の問題でけんかをしてしまって帰っ

てこれんような状態も耳にするわけですね。これは、いかにも残念ですし、お年の召した方が中に入って話せるというのが今の実情でございますので、せめて立ち会いだけでもできて、こういうふうだというような線を出していただくためには、やっぱり一日も早く、書類も後から追っていくのは当然だと思われはすけれども、まずもってお年寄りが亡くならんうちにきっちりとしてほしいと思います。どうかひとつ、これもお願いでございます。この件については回答は要りませんので。

それから、4番目の問題の請負についても、助役さんは選定委員長をおやりになっておるわけですから、この件についても、どうかひとつ公平にお願いをしたいと思われはす。

これで私の質問を終わりますけれども、私もここに登壇しての質問は、次回の議会には出ませんのでこれが最後になりましたが、皆さんには大変お世話になりました。ありがとうございました。これでもって終わります。

議長（白木 健君）

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思われはす。

10時15分から再開をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時15分 再開

議長（白木 健君）

それでは、休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

議席番号49番の臼井君から、半分はおつき合いをしましたけれども、どうしても都合があるから御無礼をさせていただきますということで早退届が出ましたので、許可をいたしましたので、よろしくお願いをいたします。

それでは、続きまして議席番号46番 鵜飼静雄君の発言を許します。

46番（鵜飼静雄君）

だんだん聴衆が少なくなって寂しくなりますが、5点通告してありますので、順次質問をいたします。全く新しい問題というのは比較的少ないので、そんなに時間は費やさないだろうというふうに、とりあえず思っておりますので。

まず第1番目ですが、アスベスト対策についてであります。

これについては、昨日、国井議員からも質問がございましたので、重複する部分は省いて質問しますし、そのように答弁していただいても結構ですが、そのあたりはお任せいたします。

まずアスベスト対策について、一つは、市内の公共施設について、その状況が今どうなっているのか。これについて昨日報告がございましたので、その状況及び対応についてというのが第1点で、第2点について、こちらの方がさらに今の段階では特にお伺いしたいと思っておりますが、アスベストが現に公共施設で使われているという場合ももちろん問題でありますけれども、かつて住民の中でアスベストを使用する工場、あるいは解体にかかわったとか、いろんな形でアスベストの

被害を受けている可能性があるということで心配される人がいた場合に、今、市としてどう対応していくのかということが必要だろうというふうに思います。

例えば、羽島のニチアスとか、そういったところで働いていた人については、その会社で健康診査をすとか、いろんな対応がとられるというふうには聞いておりますけれども、その周辺にたまたま住んでいた人、あるいは解体したときに、その近所にいたとかというような人についてはそういう救済策がないわけで、そういったことで不安を持たれる方については、市として相談窓口をきちんと設けてやっていく必要があるだろうというふうに考えています。その点についての考えをお伺いしたいと思います。

2番目ですが、美濃メガモール建設に伴う対応についてということで、これまでもいろいろ質問してまいりましたが、とりあえず最後の議会になりますので、2点お伺いいたします。

一つは、メガモール建設に伴う青少年対策、あるいは糸貫中学校に対する対応については補正予算の中で出されておまして、また昨日は図面もいただきましたのでおおむねわかりますが、これを書いた時点ではまだ出ておりませんでしたので、糸貫中学校対策。ただ、糸貫中学校対策、あるいはさらに小学校も含みますが、通学路に当たりますので、それにかかわる対策については同様に答弁をお願いしたいと思います。そのほか騒音、照明、交通渋滞、そうしたものに対してどのような対策が検討され、業者との間でどこまでの確認がなされているかということが第1点であります。

二つ目については、そうしたいろんな問題について、あるいはさらに聞くところによりますと、周辺の3自治会で業者に対するいろんな提言をまとめて、近々それを業者、あるいは市にも要望というような形で出されるという話を聞いております。内容はわかりませんが、そうしたもろもろの問題について、将来にわたってどうしていくんだということについて、きちんと文章化していく必要があるのではないかというふうに思っています。紳士的な話し合いで、お互いにこうしましょうというだけでは、どうも不安が解消できません。きちんと文章化することについて、どうしてもやってほしいというふうに考えておりますので、そのあたりについてのお考えをお伺いしたいと思います。

とりわけこのことを申し上げるのは、業者との間で協定書が交わされ、一番最後のところに「本協定書に定めのない事項については、甲乙ともに誠意を持って協議決定する」というふうに書いてあります。けれども、例えば前回申し上げたようなアミューズメントについてはやらないと言っておきながら、一方的にやり出すということで、それについてはこのような規定が協定書に書いてあるけれども協議すらないというのが現実起きたわけですね。だから、そういう意味では口頭ではなかなか納得できないし、信頼できないというのが率直なところでもあります。だから、なるべく明細にわたって文章化していく必要があるということを改めて思っています。それが第2点であります。

第3番目は来庁者アンケートをということでありますが、ちょっと小さいので見にくいかもしれませんが、こういう来庁者アンケートというのが岐阜市でとられました。これは一定期間を決めて

何年か継続してやっているようではありますが、この中で二、三だけ申し上げますと、来庁者にこれをお渡しして、あるいはホームページでもやっているんですが、目的のところまでの行きやすさ、職員のあいさつ、職員の言葉遣い、職員の説明、職員の対応、いろんな項目がありまして、それについて大変満足した、満足、ほぼ満足、やや不満、不満、大変不満というような項目に分かれておりまして、これが市民の行政に対する一つの評価になっていくし、そこでいろいろ、特に合併したての今の段階で職員に対する、特に窓口に対する不満というのは、残念ながら住民の中に結構ございます。それを市が生みの形で受け取るには、我々がこう言っていたよということ言う以上に、こうした形できちんと把握した方がいいんじゃないかということで提案をさせていただきたいというふうに思っています。

4番目は、これも6月議会で申し上げましたが、国民健康保険税の減免制度について、6月の繰り返しになりますので省きますが、病気とか、いろんな経済的な理由等で困難になった場合についても、きちんと減免制度として明記した方がいいんじゃないか。市長もそういう考えを示されておられるので、きちんと明確化してほしいということを改めて今回申し上げたいと思います。

最後に5番目ですが、日々雇用職員の待遇改善をという点であります。

率直に言うと、日々雇用職員だけでなく、非常勤特別職も含んでくる場合もありますけれども、いずれにしても、行政の中でこうした日々雇用職員の果たしている役割は非常に大きく、正規の職員と同じような時間帯、勤務内容で働いている人も結構ございます。そのために、旧糸貫、旧真正では、夏と冬に一時金をわずかではありますが支払っていましたが、これが合併の中でなくなったということで、やり方については、その分を1年にならして払うとか、いろんな形をとられているようではありますが、いずれにしても、期末手当というような形ではなくなった。これについては、今申し上げた、実際に正規の職員と同じような勤務形態をやっている、そういうような現状を考えたときによく考えた方がいいんじゃないか、職員の励みにもなるんじゃないかというふうに考えています。この点について、どういう形でこれに対応するかということは別にして、見直しをすべきではないかというふうに考えております。

以上5点についての答弁をお願いします。以上です。

議長（白木 健君）

1点目のアスベスト対策のうち、公共施設におけるアスベストの使用状況についてを土川総務部長、続いてアスベスト対策のうち、市民に対する相談窓口の設置については宇野健康福祉部長から答弁をしていただきます。

総務部長（土川 隆君）

アスベスト対策についての1点目の、市内の公共施設におけるアスベストの使用状況及び今後の対応はという御質問でございます。

この件につきましては、昨日の国井議員の御質問にお答えしたとおりでございます。63年度までに建設された74施設について、職員による現地調査を行いました。その結果、吹きつけアスベスト使用の疑いがある13施設14カ所について、専門業者に調査・分析を委託しましたところございま

す。いずれにいたしましても、空調室や機械室や天井裏などで不特定多数が出入りする場所での石綿がむき出しの状態となっているところにつきましては、現在のところ確認されていないということであります。

今後の対応につきましては、調査結果につきまして10月の下旬までに判明いたしますので、アスベスト対策検討委員会に諮りまして、アスベストが使用されていた場合、適切な処理方法など対応してまいりたいと考えております。63年度以降の建物についても、アスベストが使用されている可能性がある建物につきましては、国から調査についての照会が来ておりますので、今後、調査をしてまいります。以上でございます。

議長（白木 健君）

健康福祉部長。

健康福祉部長（宇野利数君）

第2点目の、健康被害が心配な市民に対する相談窓口を設けてはどうかという御質問にお答えさせていただきます。

石綿による肺がんや中皮腫等の重篤な健康障害の発生は、マスク等でも取り上げられている状況でございます。本市といたしましても、市が所有または管理する施設のアスベスト対策の検討及びアスベストに関する市民からの各種相談に対応するため、本巢市アスベスト対策検討委員会設置要綱を平成17年8月8日に定めております。この中で、相談窓口につきましては、総合窓口につきましては生活環境課、健康相談につきましては健康増進課、また建築に関する相談については都市計画課で行うというふうに話をしております。

市民よりの健康相談につきましては、岐阜県のアスベスト健康相談窓口であります岐阜地域保健所、また本巢・山県センターと連携をとりながら、真正・本巢・糸貫・根尾地域の各保健センターで対応することとしております。

また、県・市の関係機関と連携し、広報紙等によりまして市民に対しての啓蒙・周知を図ってまいりたいと考えております。

ちなみに、これに関するアスベストの健康相談については、現在のところ聞いていない状況でございます。

また、特に私たちの方も健康増進課、保健師の中で県等からQ & Aを取り寄せまして、相談に対応できるような格好で研究しておりますが、その中で病院の紹介はというようなところもございますが、労災病院が的確ではないかということも出ております。石綿の特殊検診、診断、治療が可能な労災病院といえますのは、近くでは中部労災病院が名古屋市にございますが、いずれにいたしましても非常に大きな問題でございますので、市民に対する健康不安を取り除くべく、私たちも各関係機関と連携を強化しながら適切な相談に努めてまいりたいと、かように考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（白木 健君）

2点目につきまして、溝口参与から答弁をいただきます。

参与（溝口義弘君）

それでは、メガモール建設に伴います対応についてという御質問に対してお答えをさせていただきます。

商業施設周辺の環境整備につきましては、議員さん初め地域及び学校関係者、並びにPTA等の団体からいろいろと要望が出されております。市といたしましては、その都度、開発業者に意向を伝え、対応するように要請をしているところでございます。

特に青少年対策につきましては、ハード面では、小学生の通学路に将来信号機が設置できるような待ち場をつくり、改良するように進めております。また、糸貫中学校の敷地内への外部者の進入防止対策につきましては、今回の補正予算で計上しておりますように、昨日の全協の中で御説明しましたような対応を考えているところでございます。

それから、これは大規模小売店舗立地法の届け出を見ますと、以降の照明、あるいは騒音でございますけれども、特に照明につきましては、施設の周辺、市道沿いの敷地内歩道に街灯を多く設置することによりまして歩行者の安全を確保すると。それから、できる限り外部に光を出さないように下向きに設置するというような配慮をすると書いてあります。それからまた、騒音につきましては、施設の西側に住宅がございます。その境に、緑地を兼ねまして、幅10メートル、高さ1.8メートルのかまぼこ型の緑地帯の設置をする。それから、2階建てになりまして、3階が駐車場ということでございますけれども、その中で3カ所、屋上の駐車場へ上がるスロープがございます。このスロープについては、コンクリート壁をもって騒音を防ぐというようなこと。それから、屋外でのBGM等は使用しない。それから、夜間の配送の騒音対策としましては、配送用のトラックの荷さばき部分を屋内に入れて対応するというような検討がされているということが書いてあります。

それからソフト面でございますけれども、施設内で計画をされておりますアミューズメントの設置及び運営方法につきましては、市としましていろいろ業者に要請をしまいいりました。開発業者の方におきまして、非行防止対策につきましては、先進事例を参考に検討され、施設の対応、あるいは営業時間、管理体制についての運営方法が市の方へ示されてきております。

また、交通問題につきましては、メガモールの正面入り口、157号線からの入り口でございますけれども、その付近には右折帯を設けた交差点の新設並びに拡幅改良、それから県道屋井・黒野線からの構内道路入り口付近につきましては、これも右折・左折の進入路を設けた交差点改良、また糸貫分庁舎前の付近も改良するわけですが、2カ所の入り口につきましては、右折帯を設けた道路の拡幅をし、西へは西部連絡道路までの拡幅を計画しておるということでございます。

また、18年度におきまして、この施設のすぐ西側でございますけれども、早野地内の市道、それから県道屋井・黒野線の随原・見延間の拡幅改良を計画し、少しでも交通緩和ができるよう開発事業者へ要望し、開発事業とあわせて行える要望事項については、オープンまでに対応をお願いしているところでございますので、御理解をお願いいたします。

なお、現在はオープンに向けて想定できる事項についての対応を要請しているものでございまして、営業開始後において起こり得る問題についても、引き続き双方が協議が持てるような文書を交

わすことが必要であるというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

また、この対応でございますけれども、今後においても問題が解決できるような、市としての窓口といえますか、体制づくりが必要ということも考えております。以上でございます。

議長（白木 健君）

3点目の来庁者アンケートについてと、5点目の日々雇用職員の待遇改善についてを総務部長から回答いただきます。

総務部長（土川 隆君）

まず3点目の、来庁者アンケートという御質問にお答えいたします。

窓口業務を含めた行政サービスの向上につきましては、職員の資質向上を図るとともに、事務事業の見直しや組織・機構の見直しなど、新たな行政システムと連動して推進していく必要がありますので、現在策定作業を進めております行政改革大綱の中に位置づけて、市民に信頼される行政運営を推進していきたいと考えております。

議員御質問の来庁者アンケートにつきましては、岐阜市がサービス・アップ運動の一環として、毎年、一定期間、各庁舎・事務所において来庁された市民の方に窓口業務等に関するアンケートにより満足度調査を実施して、市民サービスの向上が図られております。本市では、5月にホームページを刷新いたしまして、各課へ直接メールで市民の方の御意見、情報をいただけるようにしておりますが、本市におきましても、昨年2月に合併してから1年半が経過いたしまして、窓口事務などの市民サービスに対する市民の御意見をいただくことも非常に重要であると考えております。今後どのように実施できるか検討してまいりたいと考えておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

続きまして5点目の、日々雇用職員の待遇改善についてという御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、合併前の旧真正町、旧糸貫町においては、それぞれの要綱で、基本賃金のほかに増額賃金として6月期に基本賃金の6日分、12月期に9日分を支給しておりました。合併時に本巣市日々雇用職員の雇用、労働条件等に関する要綱を定めまして、基本賃金等の雇用条件を決めております。その際におきまして、地方自治法第203条第4項によりまして非常勤職員に対する期末・勤勉手当は、議会の議員以外は認められておりませんので、市職員の期末手当に当たる増額賃金については支給しないことといたしました。

しかし、今年度、他市の状況などを参考に見直しを行いまして、一般職員とほぼ同様の勤務を行っている非常勤の嘱託員の報酬及び日々雇用職員の賃金の算定の中には、自治法上、特別手当は認められないということを踏まえまして、それぞれ年間に月額報酬または賃金の1ヵ月から2ヵ月を上乗せして報酬、賃金を決めておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（白木 健君）

4点目の、国保税の減免制度の改善についてを内藤市長から答弁をいただきます。

市長（内藤正行君）

国保税の減免制度の改善についての御質問にお答えをいたします。

この件につきましては、議員御発言のように前の議会でも御質問がございました。その後、私どもとしましては、県内各市の減免要綱等の整備状況などを調査いたしてまいりましたが、その結果を踏まえまして、本市といたしましても、傷病、廃業、失業等で所得が著しく減少したこと等により生活が著しく困難となったときの保険税の減免制度につきまして、国民健康保険運営協議会に諮りながら実施に向けて努力をしてまいりたいと考えております。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

少しだけ再質問をいたします。

第1番目の の方ですが、今後の対応についての説明の中で、不特定多数の人が出入りするところにはアスベストは使われていなかったという報告を受けましたが、そのことについて、市民の中には公共施設でどんなふうに使われているかという不安を持っているわけですね。最終的に結果が出るのは10月末、そうすると、まだこれから約2ヵ月後でないといけないということになります。市民にとっては、自分たちがかわるところでは全く問題ないんだということを一日も早く知りたいと思うんですね。今の段階でどこがどうということは言えないにしても、少なくとも市民の皆さんが出入りされるところにはありませんよということぐらいは市民に知らせた方がいいんじゃないかというふうに思いますが、その点はどうなんでしょうかというのが1番目です。

二つ目は、先ほどちょっと申し上げましたけれども、協定の中で協定に盛り込んでいないものについては改めて協議しましょうというふうに出たとしても、なかなか協議がされないというのが、残念ながら実態であります。そうした中で、本当に今後の担保として考えていく上で必要なあとと思いますのは、なるべく細部にわたって文書を取り交わしていくことだと思うんです。一般的に業者などの言い方としては、例えば先ほど参与の方からいろいろ説明がありましたような事柄についても、なるべくそのように心がけるとか、例えば非行防止のために店内をなるべく見通せるようにするとか、なるべくそういうふうにするというような言い方が多いですね、説明なんかを聞いておりますと。そういったことについても一つ一つきちんとさせて、細部までやると大変面倒かもしれないけれども、そこまでやらないとどうも不安だというのが、残念ながら率直なところです。

聞くところによりますと、リバーサイドでも今度巨大なアミューズメントが計画されているというふうに聞きます。本巢市にアミューズメント、あるいはゲームセンターというのがどれだけでいくのかという非常に不安を持たざるを得ないんですが、そうした中で、市としてタッチできる部分については極力タッチして、いろんな問題については解決、あるいは対処できるような体制づくりをしていくことが必要だと思うんですね。そのための担保として、文章化についてはきちんと、今、恐らくいろいろやろうと思っておられるだろうけれども、それ以上の内容でやってほしいということを考えておりますがどうでしょうか。

3番、4番については、ぜひその方向で早急に話を進めてほしいということだけ申し上げておき

ます。

最後5番目について、総務部長の説明はそのとおりで間違っていないと思いますが、いろいろ文書を読んでおられますと、総務部長が言われた部分、要するに上乘せして期末手当を払うことはできないというふうになっている。それはあくまでも報酬の意味であって、例えばこの解説文書を読んでおられますと、言われたようにだめというふうに書いてありますけれども、同時に最後のところにこのように書いてあります。今申し上げたように、あくまでも法律で言っているのは報酬の問題であって福利厚生の方まで規制していないと。そういう上に立って非常勤職員、これは日々雇用職員の7時間、あるいは8時間勤務の人についても同じことだと思うんですが、勤務時間が短くだけであってというのはちょっと間違っている部分がありますけれども、地方公共団体に対する労働力の提供では同一であるので、労働者という側面では正規任用の通常勤務職員と同一のレベルでの福利厚生給付を受けてもおかしくない。福利厚生給付、その中身としてこのように言っています。余りに高額なものを支給するとすれば問題があるとしても、健全な常識の範囲内で福利厚生費として期末・勤勉手当に相当するものを支給することも一つの方法と考えます。いずれにしても、慎重に検討することが必要だというふうに言っています。ということは、全くだめとは言っていないんで、特に日々雇用職員については、例えば保育園でいえば早朝だけの数時間の日々雇用という場合もありますし、先ほど言ったように1日に7時間、時によっては8時間働いている人もいますわね。そういった勤務形態というのはさまざまなので、そういった人たちを一律にカットするとか出さないとか、そういうことでなしに、やっぱり勤務形態、勤務実態に合わせて、今読み上げましたようなことも踏まえながら対応については考えていく必要があるんじゃないかというふうに思っていますが、その点についてのお考えがありましたらお伺いしたいと思います。以上です。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（土川 隆君）

自席で失礼いたします。

まず1点目の、市民に周知したらどうかという御質問でございます。13施設14カ所につきましては、ほとんどが空調室やら機械室ということで一般的に入りがないということもありますし、また職員が事前に調査したという段階ですので、果たして本当にアスベストが使用されているかどうかということにつきましては、今後、専門家の判断にゆだねていきたいということでございます。現在のところは使用の疑いがあるということでありますので、今のところは公表していかないという考えでございます。

なお、10月下旬までに判明いたしますので、その時点で結果につきまして公表していきたいと考えております。

5点目の、日々雇用職員につきましてはの行政実例などに基づいて鶴飼議員さんの考え方でございますが、いわゆる慎重に検討することが必要であるとおっしゃいましたので、私どもも慎重に検討していきたいということであります。

日々雇用職員とか嘱託員の勤務形態につきましては、8時間とか7時間とか異なっておりますが、こういった勤務形態につきましても、現場の園長とか、また担当しております健康福祉部の関係する職員と私ども、今後、十分そういった体制につきまして整備を図っていきたいということを考えております。以上でございます。

議長（白木 健君）

溝口参与。

参与（溝口義弘君）

それでは、お答えをさせていただきます。

今、議員さんから申されましたように、今後、できるだけ問題が起きないような形で、できる限り細部の部分まで文書で協定なりを交わしていきたいというふうに考えております。

それから、真正の件も出されたわけでございますけれども、この分につきましては、私もまだどんな内容でということは詳細に理解しておりません。当然、主として青少年問題とか、いろんな問題、対応ということになれば、こちらのモールと同じようなことになってくるかなというふうに考えておりますが、以上です。

〔46番議員挙手〕

議長（白木 健君）

はい、鵜飼君。

46番（鵜飼静雄君）

先ほどちょっと言い方が不十分だったかもしれませんので、総務部長に一言だけ申し上げておきますが、市民に公表してほしいと申し上げたのは、市民が出入りするところではないんですよという事は、もうはっきりしているでしょう。そのことについては今の段階でも言ってもいいんじゃないかと。そうすると、市民としては安心できるんでないかというふうに思うんですね。10月末の結果を待つ必要はないわけでしょう。例えば、学校、保育所、体育館とか、そういったところで使われていない、だから安心して使ってくださいというふうに言えるわけでしょう。その部分については、今の段階でオープンにした方が市民に対しては親切ではないかという意味です。どうなんでしょう。

議長（白木 健君）

総務部長。

総務部長（土川 隆君）

今の御質問でございますが、どのような方法で伝達していくかということにつきまして、今後考えていきたいということで、具体的な方法につきまして、例えば広報紙とかホームページとか、いろいろとあると思いますけど、その点考えていきたいと思っています。

46番（鵜飼静雄君）

終わります。

議長（白木 健君）

以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。よって、市政一般に対する一般質問は、これをもって終了いたします。

散会の宣告

議長（白木 健君）

本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月5日午前9時から本会議を開会しますので、御参集ください。

これで散会いたします。

午前10時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

